

第4回 安来市農業委員会議事録

平成29年10月20日 午後2時30分 第4回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1番 北中 宏一君	2番 武上 隆雄君	3番 杉原 建君	4番 木戸 芳己君
5番 仲佐 久子君	6番 北川 正幸君	7番 安松 智君	8番 藤原 明紀君
9番 増田 和夫君	10番 板垣 裕志君	11番 新田 里恵君	12番 塩見 秀雄君
13番 板金 悟君	14番 渡邊 克実君	15番 佐々木吉茂君	16番 岡田 一夫君
17番 吉村 正君		19番 渡辺 和則君	

2. 欠席委員

18番 齋藤 哲君

3. 出席事務局

竹内 章二君 堀江 雄二君 兒玉 尚子君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 10月20日 1日
日程第 3	議第7号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4	議第8号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 5	議第9号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 6	報第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 7	報第8号 農地法第18条の規程による通知について
日程第 8	報第9号 公共事業の施行に伴う廃土処理の届出について

5. 議事

事務局：竹内 章二君

定刻になりましたので、只今から第4回安来市農業委員会を始めさせていただきますと思います。
それでは、本日お手元に配布しております資料は日程、申請総括表であります。ご確認をお願いします。
初めに、岡田会長のあいさつをお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

【挨拶】

議長：岡田 一夫君

本日の会議について事務局から報告願います。

事務局：竹内 章二君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律 第27条第3項に基づき定足数に達しましたので、第4回安来市農業委員会の会議を開催します。

議長：岡田 一夫君

欠席委員はありますか。

事務局：竹内 章二君
18番 齋藤委員です。

議長：岡田 一夫君
日程第1 議事録署名委員の指名 を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により9番 増田委員、10番 板垣委員を指名いたします。

議長：岡田 一夫君
日程第2 会期の決定を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思いを。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議長：岡田 一夫君
ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議長：岡田 一夫君
日程第3 議第7号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

2ページをご覧ください。議第7号 農地法第3条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて3ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、2件で、全て 所有権移転 に関する案件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番は、経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約5km 農機具は、田植機2台、コンバイン2台、トラクター5台、乾燥機4台を所有しています。労働力は本人及び家族3名の4名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10aあたり269,000円です。

2番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約2km、農機具は、田植機1台、コンバイン2台、トラクター1台、乾燥機4台を所有しています。労働力は本人及び家族2名の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、無償です。以上です。

議長：岡田 一夫君
事務局の説明が終わりました。地元委員から補足説明を1番の案件について 11番 新田委員、2番の案件について 7番 安松委員 お願いします。

11番 新田 里恵君

11番 新田です。1番案件の場所の説明をいたします。折坂町のコンビニエンスストアの交差点より吉田方面に500m行き、右折し、300m行きました三叉路を左折し、200m行った所の左側の農地です。譲受人は、今回、経営拡大の為に、認定農業者として意欲的に営農活動に取り組んでおられ、周辺農地に影響を及ぼすことはないと思っておりますので、皆様のご審議の程よろしくお願い致します。

7番 安松 智君

7番 安松でございます。2番案件について説明させていただきます。まず、場所についてですが、10筆ございますので、まとまった場所ごとに説明させていただきます。1番目から4番目につきましては、JR安来駅から国道9号線を米子方面へ約2.9km行きますと大谷坂というのがございますが、その下り途中を左折し、240m行った所をさらに左折し、140m直進した道路の左側、隣地の畑が768番1、その続きが770番1、770番2、さらにその隣接地が771番2です。次に、先程のまとまった畑からさらに農道を210m直進しますと、ため池がございます。その下にある水田が803番1、810番3でございます。次に7番目の場所でございますが、これも同じくJR安来駅から国道9号線を米子方面に約1.8km行った所に鉄鋼センター入口交差点がございます。そこを左折して、鉄鋼センター前を750m直進した所を右折し、ふるさと農道を約500m米子方面に行った所の右側、10m斜面を上がったところの竹林が1860番1でございます。次に8番目、9番目ですが、先程の鉄鋼センター入口交差点から、米子方面に約500m行った所を右折し、耕作道を15m行った所の左側の竹林が1648番5、耕作道を挟んだ右側の竹林が1648番7でございます。最後に10番目の場所でございますが、吉佐町にあります道の駅から安来方面に約200m戻りましたところを右折し、干拓地の中になりますが、この水路沿いの耕道を350m行った右側にあるのが176番でございます。これらの農地は譲受人の近所に住んでおられた方が所有していた農地ですが、この方が昨年亡くなられて、子供もいなかったことから、松江市に居住しておられる高齢の母親である譲渡人に相続された土地でございます。譲渡人は高齢であることや、申請地から遠距離であることから、申請地に近く、適切に管理してくれる耕作者を探しておられまし+かどわきたところ、遠縁にあたる譲受人が引き受けることになったものでございます。譲受人は22,364㎡の農地を耕作しておられ、また、地元の営農組合のオペレーターとなっており、また、たけのこの専門農協の理事もやっておられるということで、水稻やたけのこ栽培など意欲的に取り組んでおられます。また、耕作の状況は従来以上に適切に管理されるものと考えられますことから、周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えますので、皆様のご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

続きまして、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

日程第4 議第8号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

4ページをご覧ください。議第8号 農地法第5条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の2の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。5ページに案件の内容、6ページから9ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、4件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、農地の区分は、土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから、第1種農地と判断します。今回の申請地に関係する特定土地改良事業とは、島根県が昭和44年度から平成10年度に施行した「飯梨川沿岸地区県営かんがい排水事業」のことです。転用の目的は、駐車場・進入路・回転場で権利の設定は所有権の移転です。申請者は運送業を営み、大型、中型、小型トラック及びレッカー車を所有しています。10年前に駐車場用地を取得し対応していましたが、その後、所有するトラックの増加により駐車スペースが不足して現在に至っています。周辺で適地を探しましたが見つからず困っていたところ、地権者の同意が得られ、分断等周辺農地の営農に与える影響のない本申請地に、駐車場を設置する計画をしました。住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第1項第4号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、申請面積に対し、7,000,000円です。

2番は、土地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、住宅用地で、権利の設定は使用貸借権の設定です。申請者は、現在、祖父母、両親と三世代で同居しており、申請者の世帯も子供が2人生まれ現在の住宅では手狭になってきたことから、新たに住宅を新築する計画を立てました。申請者は、将来的には農業後継者となるため、できるだけ現在の住宅に近い場所を住む必要があり申請地以外の適地を探しましたが見つからず、祖父が所有する当該地を申請するものです。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、無償です

3番は、土地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、住宅用地で、権利の設定は所有権の移転です。申請者は、現在、市内のアパートに夫婦2人で生活しており、かねてから市内で土地を購入し住宅建築を計画していました。土地の選定については、夫婦共働きということもあり、将来的な子育ても考え妻の実家である荒島周辺で申請地以外の適地を探しましたが見つからず、困っていた中、譲渡人の了解を得られたため、当該地を申請することにしました。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、申請面積に対し、3,300,000円です。

4番は、土地の区分は、農用地区域内農地です。現在、大塚地区区画整理事業が行われており、換地処分前の農地です。転用目的は、SGS調整・保管施設で、権利の設定は所有権の移転です。所有権は、換地処分後となります。申請者は、大塚地区で農事組合法人を設立し、大塚地区区画整理事業により一時利用地指定となったほ場の耕作を行っています。畜産農家との連携を図る中、平成27年度よりSGS製造を行ってきましたが、取り組み面積が拡大するなか作業スペース・保管場所が課題となってきました。申請地は、大塚地区区画整理事業により創出された非農用地予定地であり、現在地元協議会により活用されています。将来的には、申請者の所有地となる予定です。これは、申請に係わる農地を農用地利用計画において指定された用途に供するためのものであり、農地法第5条第2項ただし書きに該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、大塚地区区画整理事業完了後、契約が行われますので、現時点では未定です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 14番 渡邊委員、2番の案件について 15番 佐々木委員、3番の案件について 9番 増田委員、4番の案件について

11番 新田委員 お願いします。

14番 渡邊 克実君

14番 渡邊でございます。1番案件の場所を説明させていただきます。6ページの位置図をご覧ください。中央部分に主要地方道安来木次線がございます。中津町東中津、県道沿いに申請者が経営する事務所及び駐車場、農道を挟んで下側に隣接する8筆の農地が今回の申請地でございます。以上です。

15番 佐々木 吉茂君

15番 佐々木でございます。7ページの位置図を見ていただきたいと思います。この位置図の南北に走っております主要地方道安来伯太日南線を南の方に400mくらい行くとこの庁舎の前の信号に着きます。従いましてこの庁舎の信号から北の方へ400m行った右側の場所が申請地であります。よろしくお願い致します。

9番 増田 和夫君

9番 増田です。8ページの地図で説明いたします。真ん中の方に山陰道、安来道路が走っております。それと県道広瀬荒島線と交差するところから南西へ約50m行ったところが申請地でございます。よろしくお願いします。

11番 新田 里恵君

11番 新田です。9ページの位置図をご覧ください。伯太庁舎より県道伯太日南線を安来方面に進み、図面の右中ごろのところに来ますので、そこより大塚の三叉路を左折、三叉路より県道米子広瀬線を広瀬方面に進み、500m先の理容院の交差点を左折し、150m先の大塚地区污水处理施設の隣接地が申請場所です。以上です。

議長：岡田 一夫君

次に現地調査2班の調査報告を7番 安松委員お願いします。

7番 安松 智君

7番 安松でございます。現地調査班の報告をいたします。今月の調査班は2班で、昨日の午後1時半より岡田会長、渡辺代理、塩見委員、仲佐委員、杉原委員と班長の私、安松の委員6名と、事務局より竹内事務局長、堀江係長の計8名で行いました。なお、4番案件の譲受人の代表者が現地調査班のメンバーとなっております為に、この審議に当たっては杉原委員を除いたメンバーで審議をいたしておりますので、前もって報告させていただきます。それでは5条申請について報告いたします。今月は4件の申請がありました。

まず、1番案件でございますが、申請場所は切川町大字豊田の8筆で、地目は畑3筆、田5筆、面積が7,093㎡、転用目的は駐車場、進入路、回転場でございます。現地におきまして地元委員の渡邊委員から申請位置、境界、転用目的などについて説明を受け調査を行いました。譲受人は運送業を営んでおり、大型、中型、小型トラック及びレッカー車など合計72台を所有し、将来的にはさらに5台の増車を計画しておられます。また、従業員の駐車場は自社所有地に駐車スペースが無い為、近くの土地を借りて常時60台を駐車しておられます。現在のトラック駐車場は約10年前に用地を取得されましたが、その後トラックが10台増えたため駐車場が不足しており、その上トラックの大半を縦列駐車していることから、トラック使用時の車両の入れ替えに手間取り、作業効率が悪いという状況とのことです。そのため申請地に駐車場を新たに設け、トラックの駐車場、進入路、回転場として利用して、作業効率の向上を図り、現在の駐車場は倉庫の建築、給油設備の設置、修理車両等置場、タイヤ置場、従業員の駐車場として利用される計画でございます。申請地は、一方向は県道に面し、一方向は農道を挟んで自社駐車場に面しており、残りのほぼ2面が農地に接しております。申請地は県道の高さまでかさ上げして周辺農地との境界はL型擁壁の設置を考えておられます。隣接の所有者の希望を取り入れた方法で土止めをしたいということ

のようです。当面舗装はしないということで、雨水については自然排水及び県道沿いにあります既設水路に流す予定で、隣地及び地元水利組合並びに土地改良区の意見書もあり、周辺農地への影響はないものと判断され、また、農用地区域からの除外の確認書もあることから、調査班としては許可が妥当と判断いたしました。委員の皆様のご審議の程よろしくお願い致します。

次に2番案件でございますが、所在地は伯太町東母里、地目は田、面積は353㎡、転用目的は住宅用地でございます。現地におきまして地元委員の佐々木委員、北中委員から申請位置、境界、転用目的等について説明を受け調査を行いました。申請人は譲渡人の孫になりますが、祖父母、両親と3世代で同居しており、子供も2人生まれて現在の住まいも手狭になり、独立して住居を新築することになったものでございます。本人は農業後継者であり、できるだけ実家に近いところで住む必要があることから、実家にも近く、県道バイパス建設によって残地化した当該地を選定して、木造2階建て住宅、建築面積54.19㎡でございますが、それと夫婦及び来客用の計4台分の駐車スペース、並びに庭を造る計画でございます。申請地は隣接する道路面よりわずかに高くなるようにかさ上げし、のり面は土で固めることにしており、残りの一面は譲渡人所有の畑となっております。住宅の汚水は個別合併浄化槽で処理し、処理水はバイパス沿いの側溝へ排水し、雨水も同様にバイパス沿いの側溝に排水する計画です。隣接農地は家族である譲渡人の土地であり、水利組合並びに土地改良区の同意もあることから周辺農地への影響はないと判断され、確認書や金融機関の証明もあることから、調査班としては許可が妥当と判断いたしました。委員の皆様のご審議の程よろしくお願い致します。

次に3番案件、西赤江町字神塚、地目は田、面積は273㎡で転用目的は住宅用地でございます。現地におきまして地元委員の増田委員から申請位置、境界、転用目的等について説明を受け調査を行いました。申請人は現在、安来市内のアパートに居住しており、かねてより市内で土地を購入して住宅を建設することを考えておられ、共働きということもあって、将来的な子育ても考えて妻の実家の荒島周辺で土地を探しておられました。申請地は妻の実家や学校からも近く、子育てや仕事をするうえで都合の良い場所であることから住宅用地として取得したいと考えておられます。申請地は、道路高までかさ上げし、L型擁壁で隣接農地への土砂の流出を防ぐことにしており、汚水につきましては申請地前の道路下を通っております公共下水道に放流し、雨水については隣接する水路に排水する予定でございます。申請地は3方向、道路、水路、住宅地に接しており、残り1面が維持管理されている農地に接していますけれども、隣接地、水利組合、土地改良区の同意もあることから、周辺農地への影響もないと判断され、調査班としては許可が妥当と判断いたしました。委員の皆様のご審議の程よろしくお願い致します。

最後に4番案件でございます。大塚町字町後の2筆で、地目は田、面積は2,370㎡で、転用目的はSGS、ソフトグレンサイレージの調整、保管施設でございます。申請地は現在、圃場整備事業による農業用施設用地予定地として整備された土地で、圃場整備事業が完了し本換地がされれば、申請者である営農組合の所有地となる予定の土地です。国庫補助事業の採択がされたソフトグレンサイレージ調整施設を今年度中に建設する必要があるため、換地前の田の地目の農地を転用申請されたものでございます。申請者は、大塚地区の整備事業により一時利用指定となった圃場の耕作を行っており、食料用米の他に飼料用米の生産を行い、家畜のえさとなるソフトグレンサイレージ製造を平成27年度より行っておりましたが、取組み面積が拡大する中、作業スペース、保管場所が課題となっております。幸い今年度に製造施設の建設について国庫補助事業が認められたため、製造施設の建設用地と製造したSGSの保管場所が必要となり、露天のSGS保管場所や通路と合わせて、2,370㎡の面積が必要であり、当該農地の申請をされたものです。元々農業用施設用地として整備された土地であり、雨水はU字溝を設置して隣接する排水路に流す計画であり、隣接者や水利組合並びに土地改良区の同意もあることから、周辺農地への影響はないと判断され、確認書もあることから調査班としては、許可が妥当と判断いたしました。委員の皆様のご審議の程よろしくお願い致します。

議長：岡田 一夫君

地元委員から補足説明がありましたらお願いします。

議長：岡田 一夫君

ないようですので、只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

17番 吉村 正君

はい。

議長：岡田 一夫君

17番 吉村委員。

17番 吉村 正君

17番 吉村です。現況の畑の活用はどうされていますか。

7番 安松 智君

一部果樹が植わっている場所があります。その他は、休耕状態ですが畑です。

17番 吉村 正君

わかりました。

議長：岡田 一夫君

他に質疑はありませんか。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

続きまして、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

続きまして、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

続きまして、4番の議事の前に安来市農業委員会会議規則第10条の議事参与制限により、3番 杉原委員の退席を求めます。

議長：岡田 一夫君

それでは、4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。この際、3番 杉原委員の退席を解除します。

議長：岡田 一夫君

日程第5 議第9号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

10ページをご覧ください。議第9号 農用地利用集積計画の決定について このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請につきましては、13ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権が9件、7,926㎡、使用貸借が9件、6,443㎡、全体で18件、総面積が14,369㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課：種田 容子君

農林振興課の種田です。議第9号についてご説明いたします。詳細は14ページからです。今月の利用集積計画には解除条件付貸借契約があります。番号1番、2番、5番から7番までです。借受人は、先月ご説明いたしました法人で、引き続き集積されており、確約書等の提出を受け要件を満たしていることを確認しています。また、番号3番と4番は新規就農者の方との貸借です。広瀬町比田地区にて菌床椎茸と露地野菜で独立自営就農されます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長：岡田 一夫君

次に、3番、4番の案件については新規就農者の案件になりますので、安松農業振興対策委員長の報告を求めます。

7番 安松 智君

7番 安松でございます。先般18日に農業振興対策委員会を開催し、今月の農用地利用集積計画の3、4番に挙がっている借受人の就農計画等について、農林振興課の担当者及び本人から計画等について聞き取りを行い、また地元委員の板垣委員にも出席をいただいております。8筆、6443㎡の農地を借りて菌床椎茸と露地野菜での経営を目指すということですが、借受人は広島の手量販店で野菜の流通等の仕事をされていたようでございます。新規就農を模索する中で、一から教えてくれる人がいることや指導機関のバックアップ体制が整っていることから安来での研修を開始し、空き家が借りられたことから昨年4月に東比田に移住されたそうです。昨年5月から1年間、しまね定住財団の産業体験事業の助成金を活用しながら安来市新規就農研修の一環として西比田の指導農業士のもとで露地野菜の栽培研修を行い、その後の今年の5月から9月までJAしまね出雲地区本部で菌床椎茸研修を受けておられます。

研修を受ける中で、小さい農地でも施設の設置が可能で、冬期間でも安定的に収入が確保できる菌床椎茸が東比田の条件に合っていることから、菌床椎茸を経営の柱とし、また多くなりつつある遊休農地等を活用した露地野菜栽培を組み合わせた経営を目指しておられます。菌床椎茸は空調設備を付けて周年収穫ができる施設で、来年の10月に1棟、4年目の平成32年にさらに1棟建設して規模拡大をする計画となっております。菌床椎茸の生産施設設備には多額の資金が必要なため、相応の自己資金を持って新規参入され、5年目の平成33年には約380万円の所得を見込んでおられます。委員の皆様からは従業員の確保の問題や休日の取得の問題、出荷先の問題等について質問やご意見がありましたが、これらの点についても本人からしっかりとした回答がありました。地元委員からも地元での共同作業や家族も含めて地元行事にも積極的に参加しており、地元との調和もうまくいっているのご意見もいただきました。最終的には今月の30日に予定されている、市及び関係機関による就農計画の認定審査会によって計画の良否が審議されるため、重ねて農業委員会として判断すべき案件ではないと考えますので状況報告という形にさせていただきますが、農業振興対策委員会がお聞きしたところでは異論のない就農計画であったということをご報告させていただきます。

議長：岡田 一夫君

それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第6 報第7号 農地法第3条の3第1項の規程による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

16ページをご覧ください。報第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。17ページから22ページに届出内容が載せていますのでご覧ください。今月の届出については、7件で、全て相続です。以上です。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第7 報第8号 農地法第18条の規程による通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

23ページをご覧ください。報第8号 農地法第18条の規定による通知について このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。24ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、1件で、全て、農業経営基盤強化促進法による貸借の解約です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

事務局の説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

日程第8 報第9号 公共事業の施行に伴う廃土処理の届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

25ページをご覧ください。報第9号 公共事業の施行に伴う廃土処理の届出について このことについて、別紙のとおり廃土処理の届出書の提出がありましたので報告するものです。26ページに届出内容載せていますのでご覧下さい。今月の公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出は1件で、松江県土整備事務所長（広瀬土木事業所）より届出があったものです。事業名は、「安来木次線（切川2工区）社会資本整備総合交付金（改良）」で、平成29年10月1日から平成31年3月31日までです。終了後は田に復元し使用されます。以上です。

議 長：岡田 一夫君

事務局の説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第4回安来市農業委員会会議を閉会とします。

(午後3時25分)